

京都市告示第 4 8 1 号

京都会館の指定管理者である公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団から、京都会館条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、供用しない施設及び日について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

京都市長 門川 大作

(変更前)

	大ホール (楽屋兼 レッスン室 を含む)	中ホール	小ホール	会議室 1・2	中庭その他の構内地			
					プロムナード	共通ロビー 2 F	共通ロビー 3 F	左記以外
供用時間	午前 9 時から午後 1 0 時まで							
供用する日	年中無休							

(変更後)

	大ホール (楽屋兼 レッスン室 を含む)	中ホール	小ホール	会議室 1・2	中庭その他の構内地			
					プロムナード	共通ロビー 2 F	共通ロビー 3 F	左記以外
平成 30 年 12 月 29 日 (土)	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	午前 9 時 ～ 午後 6 時	供用しない
12 月 30 日 (日)	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
12 月 31 日 (月)	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	午前 9 時 ～ 午後 6 時	供用しない
平成 31 年 1 月 1 日 (火)	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	午前 9 時 ～ 午後 6 時	供用しない
1 月 2 日 (水)	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
1 月 3 日 (木)	変更なし	供用しない	変更なし	供用しない	供用しない	供用しない	午前 9 時 ～ 午後 6 時	供用しない

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)